

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時15分)

日程第5「議案第35号令和6年度松田町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第35号令和6年度松田町一般会計補正予算(第1号)。

令和6年度松田町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,700万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億2,700万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、令和6年度松田町一般会計補正予算(第1号)につきまして御説明をさせていただきます。

初めにですね、10ページ、11ページの歳入から御説明をさせていただきます。

款、町税、項、町民税、目、個人、節、現年課税分の所得割につきましては、こちらはですね、定額減税におきまして、今回減額分、対象がですね、対象予定が7,813人を対象にですね、4,510万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、款、項、目、節、地方特例交付金、こちらも同額の4,510万円でございます。こちらは、この定額減税の町民税分の補填による増額補正でございます。

続きまして、款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金、節、児童手当国庫負担金、1,757万円の増額補正でございます。こちらは児童手当制度改正における増額補正となるものでございます。

続きまして、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金。説明欄は、デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、1つ目がですね、地域ブランディング事業、また寄地域活性化推進事業、

3つ目に次世代デジタル人材育成事業、この3つが不採択になりましたので、ここです、788万5,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、こちらはですね、令和6年度に入手可能な課税情報をもとに把握された当該納税者の令和6年度分の推計所得税額、または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る方に対し、当該上回る額の合算額を基礎といたしまして、1万円単位で切り上げて算出した額を支給するため、今回の補正で8,630万9,000円を補正するものでございます。こちらは10分の10の補助事業です。またですね、新たに住民税非課税となる世帯分、こちらは2,255万円の補正となります。これはですね、新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給するものでございます。そして当該世帯に子ども加算の対象となる児童がいる場合におきましては、18歳以下の児童1人当たり5万円の加算となるものでございます。こちら合わせて総額1億885万9,000円となるものでございます。

続きまして、目、民生費国庫補助金、節、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、説明欄、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金316万7,000円でございます。単身高齢者等からの相談に応じ、包括的な相談支援、見守りサービス、お亡くなりになられた後のですね、事務支援を行うための事業となります。こちらは事業費に対し4分の3の補助事業となっております。

続きまして、款、県支出金、項、県負担金、目、民生費負担金、節、児童手当負担金につきましては、児童手当等の改正に伴い、28万1,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款、県支出金、項、県補助金、目、総務費補助金、説明欄、市町村自治基盤強化総合補助金でございます。こちらはですね、デジタル田園都市化構想の交付金ですね、減額されまして、地域ブランディング事業と地域活性化推進事業分といたしまして331万8,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款、県支出金、項、県補助金、目、農林水産業費補助金、節、

農業費補助金、説明欄は地域計画策定事業でございます。こちらは補助金といたしまして69万3,000円の補正となります。

続きまして、目、商工費補助金、節、商工振興費、説明欄、神奈川県消費者行政強化事業費補助金でございます。こちらは100万円の補正となります。

続きまして、項、県委託金、目、教育費委託金、説明欄、かながわ学びづくり推進地域研究委託金47万円の補正でございます。こちらは児童・生徒の学びの質の向上に資するために、専門的な立場の学識者等からの助言あるいは指導をいただき、今後の事業等の運営に生かしていく補助金でございます。

続きまして、12、13ページになります。款、項、寄附金でございます。目、節、指定寄附金、こちらは250万円の補正となります。企業版ふるさと納税といたしまして、指定寄附をですね、令和6年4月に頂きましたので、本定例会に補正するものでございます。

続きまして、款、諸収入、項、目、雑入、節、障害者スポーツ実施環境の構築支援事業委託金、141万3,000円の補正となります。こちらも10分の10の補助事業となります。説明は歳出で説明をさせていただきます。

款、諸収入、項、目、雑入、節、コミュニティ助成事業助成金、説明欄、地域防災組織育成助成金120万円でございます。こちらは地域自治会への防災備品の購入費の助成となります。10分の10の補助事業となります。

次にですね、節、消防基金収入でございます。説明欄、消防団員退職報償金基金収入、161万6,000円でございます。歳出で御説明をさせていただきますが、分団長など全3名の退職者報償金と同額の基金からの歳入となります。

続きまして、14、15ページになります。歳出で説明をさせていただきます。款、総務費、項、徴税費、目、税務総務費、説明欄、負担金補助及び交付金では、こちらは定額減税に伴う住民税システム改修費負担金130万9,000円の補正で、こちら10分の10の補助事業となります。主に税額の計算式の追加、納税通知書への表示などの追加によるシステム改修でございます。こちらの定額減税につきましては、2024年4月1日に施行された令和6年度ですね、税制改正法に含まれている制度でございます。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄（１）職員給与費でございます。時間外勤務手当における193万1,000円の補正となります。こちらは物価高騰支援事業に伴う経費、10分の10の補助事業となります。

続きまして、委託料、権利擁護支援事業委託料422万3,000円の補正でございます。歳入4分の3の補助事業となりますが、先ほどのとおりですね、単身高齢者等からの相談に応じ、包括的な相談支援、また見守りサービス、お亡くなりになられた後の事務支援等を行うための補助事業となります。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄（３）物価高騰対応重点支援給付金事業の調整給付金分につきましては、令和6年度の課税をもとにですね、把握された当該納税者の令和6年度分の所得税額または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る方に対し交付されるものでございます。こちらにつきましては、事務に伴う需用費や役務費、そして給付に伴うシステム改修、そして給付費、総額として8,312万9,000円をここで補正するものでございます。こちらも10分の10の補助事業となります。

また、説明欄（４）物価高騰対応重点支援給付金事業の新たに住民税非課税となる世帯分につきましては、2,255万円の補正となります。

16、17ページにわたりますが、こちらはですね、その部分として記載をさせていただいております。新たに住民税非課税または均等割のみの課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付となります。それと世帯の子ども加算の対象になる児童がいる場合につきましては、5万円の加算の部分となっております。こちらも10分の10の補助事業となります。

説明欄（６）会計年度任用職員に伴う報酬、54万円を補正するものでございます。こちらもこの事業に伴う経費、10分の10の補助事業となります。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉総務費、説明欄（５）高齢者生活支援事業でございます。高齢者等エアコン設置費の助成金といたしまして、240万円の補正となります。これから夏における高齢者等の熱中症対策など、自宅にですね、エアコンがなく、非課税世帯で65歳以上の高齢

者等に対して、エアコン設置費の助成を実施するものでございます。

次に、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、説明欄（１）一般事務費では、児童手当制度の改正に伴う需用費、また役務費などの増額補正となります。10分の10の補助事業となります。

目、児童措置費、こちらは児童手当事業につきましては、こちらも制度改正に伴うシステム改修270万円、扶助費につきましては手当分といたしまして200人分に対し1,360万円を増額補正するものでございます。支給対象がですね、高校生の年代まで対象になりましたので、対象の月額の手当の増額を含めですね、約、想定として1,180人を支給対象としているものでございます。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、環境対策費、説明欄（４）鳥獣防除対策事業でございます。こちらは熊誘引放任果樹伐採補助金といたしまして150万円を補正するものでございます。放置された果樹等をですね、熊の出没を誘引する可能性が高いため、早期に伐採をすることが求められておりますので、町といたしましてはその伐採の経費について補助するための補正をさせていただくものでございます。

続きまして、説明欄（５）地域計画策定推進事業でございます。18、19ページにわたりますが、地域計画策定に伴う検討委員会の消耗品、また会計年度任用職員の給与費の報酬など、総額71万4,000円を補正させていただくものでございます。こちらも10分の10の補助事業となります。目的はですね、本町の観光推進に関する計画策定に当たり、地域の観光資源等の分析及び専門家からの評価等を受け、計画策定に当たって必要な事前調査に係る事業となります。

続きまして、款、項、商工費、目、商工振興費、説明欄（１）消耗品費におきましては、消費者行政啓発用物品購入100万円を増額補正するものでございます。こちらは敬老会におけるタオル等の購入に充てるものでございます。10分の10の補助事業となります。

続きまして、項、観光費、目、観光振興費、説明欄、寄地域活性化推進委託料150万円でございます。こちらは寄管理センター等の受付業務等に伴うデジタル化構築業務を行うための委託料でございます。寄地域の活性化に向けた一

つの取組でございます。

続きまして、項、観光費、目、観光振興費、説明欄（6）観光スポーツ施設整備事業でございます。こちらは緊急性があり、寄テニスコートの一部芝をですね、改修工事として行うものでございます。110万円の増額補正となります。

続きまして、説明欄（1）県西地域活性化プロジェクト推進事業につきましては、デジタル田園都市化構想の地域ブランディング事業、そして寄地域活性化推進事業のですね、不採択に伴い、ここで歳出のですね、1,291万1,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款、項、消防費、目、非常備消防費、説明欄（1）消防団運営事業の報償費でございます。分団長1名、部長1名、副団長1名、合計3名の退職報償金となります。歳入同額の161万6,000円を補正するものでございます。

続きまして、款、項、消防費、目、非常備消防費、説明欄（3）自主防災会育成強化事業の地域防災育成助成金につきましては、歳入同額の120万円を補正するものでございます。こちらは防災非常用の備蓄電池等の購入におけるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページでなります。款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費でございます。説明欄（16）かながわ学びづくり推進地域研究事業でございます。歳入で御説明したとおりの事業で、10分の10の補助事業となります。

続きまして、項、社会教育費、目、保健体育総務費につきましては、スポーツ振興推進事業といたしまして、ポッチャセット一式を購入するための141万3,000円の補正となります。こちらも10分の10の補助事業となります。

予備費につきましては81万8,000円の減額、合計といたしまして3,918万2,000円となります。

続きまして、22ページから27ページまででございます。こちらは給与費明細書となりますが、今回の補正に伴う職員手当、いわゆる時間外とですね、会計年度任用職員による報償分の増額によるものでございます。

そして28ページにおきましては、寄テニスコートの改修工事に伴う平面図と

いたしまして、工事内容説明資料をですね、添付させていただきました。

以上、一般会計補正予算（第1号）につきまして、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 寺 嶋 17ページの高齢者等エアコン設置費助成金ですけども、65歳以上の方が対象ということですが、助成金はどのくらい出るのか、見込んでいるのかお伺いします。取りあえずお聞きします。

福 祉 課 長 寺嶋議員の御質問にお答えをいたします。こちらの高齢者等エアコン設置費用助成金なんですけれども、こちら1世帯1回限りということになるんですけども、エアコンにかかる費用全額ですね、それを対象に限度額8万円、こちらのほうを助成する事業となっております。以上です。

議 長 よろしいですか。

12番 寺 嶋 1回限りということで、限度額8万円ということですね。エアコンも、値段もね、今、ちょっとしたエアコンでも8万円ちょっとする。機能がね、結構ついてるのがありましてね、大体もうすぐ10万ぐらいするものもあるんですけども、とにかく8万円ということですね。

それで、対象は何世帯ぐらい見込んでいるのか。あと、これに予算が240万円なんですけども、申込み期間というか。240万円全部もう申請があったら終わらなわけじゃないと思うんだけども、何か240万以上申請があったらね、助成額が、追加補正なんかもしてくれる考えあるのか。その辺お伺いします。

福 祉 課 長 まず、対象の世帯なんですけれども、65歳以上の世帯、単身も含めてということと、あと高齢者と障害者が同居している世帯というところで…あ、すみません。高齢者と障害者が同居している世帯も含め、合計で30世帯で限度額8万円で240万円の事業というふうに考えております。

それと、あと、今現在、担当等の中でということですけども、240万の助成金のほうが終わりましたら、そこまでということで今のところは考えているところです。また状況によってはまた理事者と相談させていただいて、今後どうするかは決めたいと、検討したいと思います。

12番 寺 嶋 最後にはですね、エアコンをね、買い換える、それから新規に入れるということ、どっちにしてもね、工事費、エアコンの取付の工事代のほかに、エアコン今度ね、新規にやる場合は、電源を単独にとらなきゃいけないんですよね。ですから、コンセントをね、単独に引くんです。ブレーカーのところから分けて。今みたく、普通の室内にあるコンセントから並…一緒にしちゃいけないんですよね、これ。電気屋さんに聞いてもらったら分かると思うんですけども。そうするとね、この工事費が結構かかるんですよね。お店によって違うのか知りませんが、この工事費もばかにならないと思うんですけども。その辺の情報とか、電源、コンセントの単独の工事代、それなんかもね、ちょっと頭に入れて助成してもらえばね、非常に助かると思うんですけども、それ最後にお伺いして終わりにしたいと思います。

福 祉 課 長 ありがとうございます。こちらの事業につきましては、見積りを取って助成金を決めているわけなんですけれども、こちらについては標準工事というものに関しては予算を取っていますので、基本的に8万しか限度額がないんですけども、対象となるものは1台をつけるに当たっての費用ということになりますので、かかったとしても、すみません、8万円までが限度額ということで御理解いただければと思います。

議 長 よろしいですか。

12番 寺 嶋 最後は。コンセントの単独工事費というのは、今度新規にそれやらないと工事、エアコンは取り付けてもらえないんですよ。その辺をね、行政もちゃんとしている、わかまえているのかと思うんですけども、その助成なんか、あまり考えてないのか知りませんが、その辺のことについてね、再度お伺いして終わりにします。エアコン取り付けてもらえないんですよ、コンセントを別にしないと。それ、分かりますよね、言ってる意味が。以上お伺いします。

福 祉 課 長 私のお話として、この助成につきましては、あくまでエアコンが設置して稼働するということを含めての8万円ですので、コンセントが別にというのも全部含めての8万円ということで御理解いただければと思います。

町 長 まず、知ってるか知ってないかの話ですよ。承知しています。ちょっと言葉

足らずであれですけど、取替えをするにしたら当然取替え費というのは別個で、新規でつけるよりもね、取替え費取られるし、処分代も取られます。そういったのもちゃんと地元の電気屋さんからこのくらいかかるよという話とか、今、一般的にどのくらいのエアコンの費用はこのくらいかかるよというのを一応見積りとか聞いて、でも、なかなか6畳用を入れる人もいれば、8畳、10畳用を入れる人もいますし、なかなか今、4.5畳というのは売ってないので、それをなるべく町外の電気屋さんからでなくて、地元の電気屋さんでやってくださいねというようなこととかも一つセットにして、ただし、すみません、予算的なところで言うと、8万円というのがほかの町とかを見ている、まあまあない金額のところの設定させてもらっているわけですね。そこでやっています。今回はちょっとあれですけど、生活保護の方々も対象にしているんですけど、ただ、やっぱりこれがかかっちゃうので、なかなかそういった方々も厳しいかも分かりませんが、暑いという部分で考えると、そこに線を引く必要はなくなったので、あとは金額だけはちょっと上限だけ設けさせていただいていますので、そこはもう承知しています。

だから、総論で言うと、そういったところにもお金がかかるということなんです。だから…（私語あり）しっかりとね、お金を稼いで。

議 長 傍聴の方、静かにお願いします。

町 長 よろしくお願ひしたいと思います。じゃあ、よろしくお願ひします。

議 長 傍聴の方、お静かにお願いします。よろしいでしょうか。

9 番 井 上 2点お伺いをいたします。まず1点目はですね、今、前者が質問された高齢者等エアコン設置費助成金、これはですね、一般財源でやっていただけるということで、大変ありがたい、これからの、今年の夏もかなり暑い季節を迎えるということで、ぜひお願ひをしたいと思います。

ただ、そこでちょっとお伺ひしたいのはですね、年金生活の方でですね、このエアコン設置費の補助金の制度がどうなるかは説明がなかったんですけども、自分で立て替えてやるということですね、やはり年金生活で自分の財布の中から一旦出して、それに対する助成をとということであると、なかなか希望をし

たくてもですね、毎月の年金額が生活費になるというような方が松田町も多くいらっしゃると思います。ぜひですね、補助金のほうをですね、事業者のほうに申請は、エアコンの設置の申請を個人からですね、受け付けるんですけども、工事費等の支払いについては、8万円を超えた部分は本人の負担となりますが、8万円まではですね、その見積書が出てきた電気工事会社とか家電販売店さんにですね、支払いができるというふうな制度をとっていただければですね、収入の少ない年金生活者もですね、こういった制度を利用しやすくなるのではないかと思いますので、そこに対するお考えをお伺いをいたします。

2点目はですね、同じページのですね、環境対策費の中で、これもですね、町の単独事業、一般財源150万円の事業で、熊誘引放任果樹伐採補助金というのをやっていただきました。ここで実際、寄地区、松田地区でもですね、熊の目撃例があると。捕獲した例もあるということで、お伺いをしたいんですけども、果樹のですね…まずはですね、区域の例えば寄地区だけとかですね、松田町でも根石地区だけとか、何かそういった区域の指定があるのかが1つ目ですね。

2つ目は、果樹の種類、放任、熊誘引放任果樹とありますが、果樹の種類。通常よく柿の木をですね、狙ってくるというふうな報道がされていますけども、その果樹が柿の木もありますし、松田地区ではミカンとかですね、あと私の近くにもですね、かなりあるんですけども、キウイの果樹園、元果樹園だったりするとですね、そのキウイって結構伸びて、伸びたり、鳥が食べて、近くですね、空き地みたいなところで繁茂している場合もあるんですよ。そういった、だからキウイまでですね、キウイとか、どこまでの果樹の種類を限定をされるのか。

3点目がですね、申請者、これは申請にかかって伐採をしますよということなんですけれども、往々にしてですね、そういった放任果樹園というのは、管理がされてない荒廃農地になりますので、近隣の人が一番そこに対しては迷惑をこうむっているわけなんですけれども、その近隣で耕作している人が、そういった熊をやってくるというおそれがあるんですけども、それに対して近隣

の人のですね、いや、こここのところの畑はもう放任果樹園だから対応してほしいというような申請は可能なのか。実際にその荒廃農地化した果樹の伐採ということなので、その辺は行政のほうで判断をしてですね、やっていただけるのか。その熊の関係はその3点、よろしくお願いをしたいと思います。

福祉課長 先ほど井上議員のほうから御提案いただいた件なんですけれども、こちらについては近隣の町のほうでですね、本年度御提案いただいたい方法でやっているところもございます。ということもありますので、本町としましてはですね、その方法を検討しながらですね、総合的に判断して方向を決めたいと思います。

観光経済課長 3点の質問についてお答えします。まず、1点目の区域につきましては、該当するものとしましては2点ございまして、住宅地の周囲、半径200メートル以内にある放任果樹の伐採であることということで、あと2点目は、放任果樹の所有者の同意を得てということで、寄地区、松田地区の区域のどこの区域という指定はございません。

2点目、補助対象樹木でございますが、基本、栗、柿を想定しております。その他、町が伐採を必要と認める樹木ということで、先ほどの御質問にありましたその他ということで、町が放任をしているというようなものであれば、認めるものであれば、申請時に協議の上、受け付けとかそういったものを行って考えていきたいと思っております。

3点目につきましては、補助の対象者は個人または自治会等の放任果樹がある地域に居住する住民により組織された地域団体とするということで、放任され…個人と団体という形で対象者はそういうことでしております。行政で判断するのかどうかというのは、申請の段階で判断をしたいと思っております。以上です。

9番井上 回答ありがとうございます。まず1点目のですね、エアコン設置のほうは、そういった形のやり方で近隣の町村でやっているということですので、ぜひですね、その辺は検討をしてですね、なるべく8万円、後から出るよではなくですね、先に対応できるような方法を検討していただきたいと、先に事業者のほうに渡ってですね、差額分だけ自己負担をするよという方法を検討していただ

きたいと思います。

2点目のですね、熊誘引放任果樹については、ただ1点目のね、今あって、区域をですね、住宅地から200メートル範囲ということなんですけれども、熊ってね、結構、私は出会ったことはないんですけども、走るスピードがね、速いということなので、今この例えば松田地区とか寄地区もそうなんですけれども、1キロ離れてもね、やっぱり危険ではないですか。もう少しですね、この200メートルという中を、これは町のほうの単独事業ということですのでね、200メートルというところをですね、検討してですね、1キロ先に栗とか柿の荒廃園地があるとすると、そこに来てるということは、もう200メートルはかなりね、近くなんですけれども、1キロだってね、遠くはないと思うんですよ。そういった熊の移動するスピードを考慮しますとですね。と思いますので、再度御回答をお願いをしたいと思います。

そうするとですね、2点目の栗とか柿、その他それ、キウイなんかは申請時点での検討ということですので、これについては了解をいたしました。

3点目の申請者がですね、1点目の200メートルの範囲を超えるとですね、例えば1キロというふうに指定いただくような形ですと、なかなか申請者を自治会ということで、自治会の範囲と放任果樹園がある地域が自治会の範囲を超えてる場合は当然あると思うんですよ。ですので、その辺をどういうふうに考えるか、その2点を再度お願いをいたします。

観光経済課長 住宅地の周囲、半径約200メートル以内というのは、里山と住宅地ということで、県などの専門機関にもお聞きした中と、あとは先進事例も他県にございましたので、そういったところで参考にしながら決めさせていただきました。

自治会の分けというのもございますが、そういった補助対象事業の要件がございますので、自治会を超えてもその範囲内であれば補助対象になると思います。ちょっと質問の…申請者。質問はそういったことでよろしかったでしょうか。

9 番 井 上 最後にしますけれども、ぜひですね、これは町の一般単独事業で、一般財源150万という単独事業でありますのでね、それはほかの事例が200メートルであ

っても、松田町のような地形的な状況を考えると、例えばすぐに東名のね、上、東名高速道路の上というのは、もう200メートル超えるんですけども、根石地区ですとね、かなり近くまで来ていると。200メートル超えちゃったからそこは対象じゃないよということではなく、一般単独事業であれば、より柔軟な対応をしていただくように要望します。

それに併せてですね、申請者は自治会だけではなく、例えばその地域のですね、例えば農道管理組合等もありますのでね、そうすると農地を代表したとか、各松田町には農協の各細かい単位での支部がありますので、そういった、そこでその支部長さんに申請をしてもらうとか、そういった方法も柔軟に対応していただけるよう要望して、その考え方をお聞きして終わりにしたいと思いません。

町 長 まず200メートルというのは、すみません、私、300メートルと勘違いしてまして。200メートルなんだなと思って聞いてましたけど。今おっしゃられるように、とにかく安全性が第1番目でやっていますから、柔軟にというか、これからさらに制度設計やっていきます。その中で、やっぱりそういうふうに危機感を感じている方々のお話もまた聞きながらやっていきたいというのが1点目。

もう一つは、申請者については、まず原則的に、人の土地に入ったりとかするわけであるのであれば、まずその方々の了解をまずもらわなきゃいけないのが第1番目じゃないかなと思います。その上で、そういった要望があつて、その確認を一緒になってやっていって、じゃあいいよと言ってもらわない限り、勝手に人の家に入ってばんばん切っちゃってという、この人たちから要望があつたからというわけにはいかないの、そういった手続をちゃんと一つ一つ組みながら、御理解をいただきながらやっていきたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

9 番 井 上 終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

1 番 北 村 今回ですね、デジ田交付金が不採択になったのは仕方ないとは思いますが

ども、それを財源にしていた事業は幾つか減額されていますが、この事業は本年度行わないというイメージなのか、どうお考えなのか、そういったところをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

観光経済課長 寄地区の地域の活性化の関係でございますが、デジ田の1回目の申請で不採択となりました。4月の全員協議会でも説明しましたが、新たな補助金、それに代わる補助金ということで、2つほど国庫の補助金を申請したんですが、それも不採択になりましたので、先日の全員協議会で御説明しましたとおり、第2回目のデジ田のほうで申請をしておりますので、予定はございますので、それに向かって今、事前の相談の段階ですが、補助申請を行いまして、実施できるようにしてまいりたいと思っております。以上です。

教育課長 それでは、教育課のほうの次世代デジタル人材育成事業のほうの件について御説明をさせていただきます。当事業はですね、8月から実施をして、長期にわたって実施する事業ということもございまして、今回財源が残念ながら不採択ということで、今回は見送りをさせていただくという結論に至ったものでございます。以上でございます。

1 番 北 村 寄地区活性化のほうは2回目のデジ田でというようなお話だと思うんですけど、それ、大体分かるのって、いつぐらいになるんですか。よろしくお願いします。

観光経済課長 今後のスケジュールとしましては、6月19日に実施計画の提出をしまして、分かるのは8月上旬の交付決定の内示で、その次は、交付決定は8月中旬ということで予定されております。以上です。

議 長 大丈夫ですか。そのほか質疑ございますか。

10番 南 雲 先ほどの高齢者のエアコン設置の件なんですけれども、エアコン設置されても電気料の高騰等で使わないことが予想されますが、その対応として、高齢者の熱中症対策はどのようにお考えになっているか伺います。

福祉課長 エアコン設置してというところで、状況的にですね、やはり暑い時間帯につきましては、もう抑えるということではなくて、使ってくださいということでですね、こちらについては周知をしていくような状況で、周知するような形で

ですね、進めたいと考えております。それ以外の予算については、今現在はございませんので、とにかくやっぱり命のほうが大事ですので、使ってくださいということで、こちら担当のほうとしてはお伝えをしていくということになります。

10番 南 雲 周知方法はどのようなこと、どんなような方法を考えてられるか伺います。
福 祉 課 長 周知の方法ですけれども、地域の民生委員さん、もしくはですね、介護保険等につながっている方についてはですね、ケアマネージャーもおりますので、そちらのほうからですね、周知をしていただくような形で考えております。

10番 南 雲 よろしくお願いいたします。以上で終わります。

町 長 ちょっと危惧しているのがですね、何とかお金の工面ができて、設置ができた人はよしとして、設置ができない人もいます。できない方。そういった方々をどうやって支えていくかというのが、ものすごく我々が知恵を出さなきゃいけないことだというふうに、すごく大事なところだと思っています。南雲議員が前にも質問していただいたクーリングシェルターの話ですけれども、公ではいろんなところ…いろんなところというか、生涯学習センターであったり福祉センターであったりとか、やってますので、今年の夏は本当にいつも以上に暑いということで、今回緊急事態のような状況だったので補正予算に組みさせていただいたぐらいだったんですけども、やはり自治会の方々にも御協力いただいて、自治会を開けていただいて、自治会での電気代をちょっと町がもつような形になりますし、そこで1人にとにかくしないというようなこともあろうかなというふうな一つの工夫ですけどね。そういった格好で、地域の方々全体でやっぱり見守っていくということが大事だなと思っていますので、ぜひその辺も、我々も声かけますし、皆さん方の御協力もいただきたいというふうに思っています。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに。

8 番 田 代 15ページをお願いいたします。15ページの中段です。社会福祉業務に要する経費、委託料422万3,000円。権利擁護支援事業委託料ですね。これについては先ほど説明で、4分の3補助ということで、単身高齢者支援に関する事務的な

費用ということで、何例か出していただきました。何となくは理解しました。特に私、この今質問をする理由なんですけれども、最近新聞とかテレビで孤独死、その後に亡くなった後の引き取り手がないという、非常に地方自治体で大変な御苦労されているというふうな記事を見ました。

まず1点が、そういった孤独死、引き取り手がない、そういった方のことも事前に相談する。そういった事業も入っていると思うんですけれども、具体的にこの単身高齢者支援に関する事務費、その事業内容をまず1点お示してください。

それとあと、松田の場合で、ここ数年で孤独死があった例、それとあと、亡くなった後に引き取り手がない事例、そういったものが今、松田町にあるのかどうか。これが1つ目の質問です。

次が、17ページ、真ん中から下ですね、環境対策に要する経費ということで、熊誘引放任果樹伐採補助金ということで、先ほど根石、根石という言葉が同僚議員から出まして、私、根石に住んでいまして、この中で唯一、熊を100メートルちょっと離れたところから見て、おとなしくして、無事に生きて帰ってきた人間です。その中で、すごい身近な問題と感じております。あと、私の畑から60メートルか70メートルに熊の足がくくりわなに引っかかっていたということで、私はすごいこれ、切実な問題と捉えています。

その中で、先ほどの説明で、住宅地から、それから周辺200メートル、町長は300メートルとお話あったんですけども、これで言うと、どちらかというところあたりは該当するのかな。私の個人の見解としては、松田地区は東名から下には熊は出てないです。東名から北側です。要は、一番お伺いしたいのが、150万見ているんですけども、私、荒廃地の中の果樹がつく木かなと認識してたんんですけど、住宅地に近い、300メートル以内の、樹種は別にして、ミカンなり柿なりキウイを伐採する。住宅地に近いところで、寄地区はある程度該当するかしれないんですけど、松田地区はほとんどないような感じするんですよ。この辺についてどうなのかなというのと、150万の予算の内訳。この2点についてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

福祉課長　　まず初めに権利擁護支援事業委託料についてなんですけれども、こちらについてはですね、国のほうの生活困窮者準備支援事業費補助金を使わせていただいて、継続的な権利擁護支援モデルとの事業を行うということで、身寄りのない高齢者等を対象にしております。そして、意思決定の支援をしながらというところで、日常生活の支援、例えば支払いの代行であったりとか手続の代行ですね。それとかですね、身元の代替支援ということで、身元保証の代替支援ということで、緊急時の入退院とか、そういうところのですね、緊急時の入院とかですね、そういうところの対応ですね、あと入所、施設入所の手続、これらも該当いたします。また、死後の事務処理ということで、葬儀であったりとかですね、病院の費用の精算等ですね、こちらのほうをこの事業の中でやっていくということになります。

先ほどもう1点ございました孤独死ということなんですけれども、基本的に生活…1人の方でも生活保護が受給している方であれば生活保護のほうでですね、最後のほうを対応しておりますし、葬儀…火葬とかですね、そういう残りの事業をしております。また成年後見がつながっている方については、そちらのほうで死後事務ということで対応しております。全く何もない、突然に亡くなられたというのが前回、去年1件ほどございましてですね、そちらについてはですね、職場のほうの寮のところで亡くなられたというのが1件ございまして、そちらについてはですね、引き取り手がいなかったということでしたので、町のほうのですね、行路死亡人という形でですね、対応させていただいて、火葬のほう、等をですね、させていただいたと。あと、遺品等はこちらのほうでお預かりしているという状況でございます。以上です。

観光経済課長　　2点の質問の1点目ですが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、住宅地の周囲、半径200メートル以内にある放任果樹の伐採であるということで説明いたしました、それは県の専門の方とか、他県の参考事例を参考にしたものでございましたが、東名より北側の地域が主だというような御意見もございました。制度設計上はそれで決めておりましたが、先ほど町長の答弁で300メートル以内というのもありましたので、ちょっとその辺は理事者と相談して詳細

を決めていきたいと思っております。

2点目の補助につきましては、保持の対象となる経費につきましては、次のいずれかに該当するものというものをまず説明をいたします。3点ございまして、1点目が伐採木の処分費用を除いた業者への伐採委託料、2点目が自ら作業を行う場合、機械等賃借料、燃料費、消耗品費、保険料、3点目はその他町長が必要と認める経費というものでございます。支障木につきましては、枝が太いものも細いものもございまして、地形や隣接する建物等の状況にもよりますので、一概に伐採の単価は出せないものでございまして、業者見積り等を参考に事業費を算出して補助を交付するというところでございまして、150万というのの概ね、1件当たりというものは出してないものでございます。

8 番 田 代 御回答ありがとうございます。では、まず1点目、福祉の関係です。松田で最近1件、そういった事例があったということで、引き取り手がなくて遺品を預かっていると。この国からの補助事業はすごいね、いい事業だと思うんですよ。確かに今、説明のあったお買物のね、代わりにやるとか、身元保証、そういったことも非常に大事だと思うんですけども、今、進んでいるところでは、そういった単身高齢者の相談をして、自分の親族、何かあったときの親族をしっかりヒアリングして、その後どうすると、そういう対策を立てているところが結構…よい事例でありますので、特にその辺を重点的にやっていただいて、亡くなった後、これ、遺品預かって、代わりに町が代執行で引き取り手がなかったのも町で火葬して、遺品を今、預かっているってお話でしたよね。それはいつまで預かるんですか。お願いします。

福 祉 課 長 先ほど御質問のまず1つ目の単身の高齢者というところでのですね、相談の話ということなんです、こちらについては多分終活ということになってくるかと思うんですけど、こちらのほうはですね、この事業の中でですね、実施をする予定でございまして。終活相談ということになりますので、対象者がいらっしゃれば、そういうところも含めてですね、今後の亡くなる…後の分も含めてですね、相談していくような形で決めていくこととなります。

もう一つのほうの、この遺品のほうのということなんですけども、こちら

のほうが特に何年というものが無いのですね、ちょっと私どものほうでもですね、どのくらい持っていていいのかというところがちょっと悩んでいるところではあってですね、実際にあったのは、まだ残っていたりもしますので、ちょっとこの辺はまた国のほうの制度等も確認させていただいてですね、的確なものがあればそれにのっとって処分をするようにしたいと思いますので、お願いいたします。

8 番 田 代 御回答ありがとうございます。1つ目の終活ですか、この辺についても、比較的しっかりされている方は、そういうのを利用されると思うんですよ。ただ、単身高齢者になると、そういったことに少し年齢的にも疎い方だとか、あとは知らない、まるっきり制度を知らない。そういう意識のない。でも、そういう方がどちらかという亡くなった後にそういった形が多くなるのかなって、私は個人的に感じます。ですから、国のこの事業、うまく利用しながら、特に民生委員さんと連携しながらね、そういった方を掘り起こして、本当に弱者の方を救済する、そのような形で、4分の3、300万近く、上から補助で来ますのでね、ぜひこれをやっていただくと、後のほうの遺品預かりとか、そういったものがある程度は減らしていけるのかなというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それと、あと2点目の遠藤課長の説明で大体分かりました。執行については、いろいろ難しい面あると思うんですけど、これ、これもやはり周知ですよ。予算をうまく立ち上げたと思うので、その周知についてうまくやって…広く皆さんに知っていただきたいと思います。余談になりますけれども、先般私が一般質問で熊スプレーのお願いをした結果、早速補助金について広報で今回周知されました。あまり見てない人もいますよね。ですから、これは農家とか農林業の方が対象なんでね、今回農協がJA説明会、事業所説明会が松田支店で来週の月曜日かな、あるんですよ。だから、そういった説明会とか、あとは農協との連携の中で、農家に熊スプレーも含めて、この熊誘引放任果樹伐採補助金、これについても広報で投げるとかホームページに出したからではなくてね、やはりそういった人の対象を絞り込んで、うまく広報していただくことを

要望して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 ほかに質疑ございますか。

4 番 中 津 川 21ページですね、一番下なんですけども、スポーツ振興推進事業で、先ほどの説明ですとポッチャの購入を141万3,000円で補正されてますけども、このポッチャの購入についてですね、ここで補正なんですけど、どのような目的で購入されたのか。また、ポッチャの今後ですね、活用について、どのように考えているのか伺います。

教 育 課 長 それでは説明させていただきます。まず目的でございますが、ポッチャというスポーツは、幅広い世代の方に御利用…御利用というか、体験していただいて、お楽しみいただけるスポーツだというふうに教育委員会のほうとしては考えております。スポーツ推進委員さんですね、のほうでもですね、こちらのポッチャを体験会ですとか、そういったものを開いて周知、啓発に努めているところでございます。また、今後の使い方ですけれども、具体的には今、20セット買う予定で計画をしております。これをですね、まず各自治会のほうと相談させていただきながら、集会施設等にですね、集会施設であったりシニアクラブ…シニアクラブですね、のほうと相談をさせていただきながら、各多数町内ですね、置かせていただいて、ふだんの健康づくりであるとか、コミュニケーションにお役立ていただきたいというところで、今回購入をさせて…予算計上させていただいたところでございます。以上でございます。

4 番 中 津 川 20セット購入ということですけども、ポッチャはね、パラスポーツとしてもですね、ちょっとここで皆さん御存じの方も多くなっていると思いますけど、各自治会でも自治会ごとのスポーツ大会とかね、やっていますのでね、ぜひ幅広く町民の方にちょっとPRしていただいて、140万で購入したものですから、なるべく活用されるように、PRのほうをひとつよろしく願いして終わります。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議

ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第35号令和6年度松田町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。